

固定資産税（償却資産）の申告

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産の所有者にも課税されます。

償却資産所有者は地方税法第

383条により、その資産の所在する市町村に毎年1月1日現在の資産所有状況（資産の種類、数量、取得価額、取得年月日、耐用年数等）を申告していただくことになっています。

※申告を怠った場合、判明時点から年度をさかのぼって課税することになりますので、留意ください。

償却資産とは？

個人及び会社で工場や商店などを経営または事業（農業・漁業を含む）をされている方が土地及び家屋以外の事業用に使用している資産（機械・機具・備品等）で、その減価償却額また

は減価償却費が法人税の申告又は所得税及び町県民税申告で経費に算入されるものをいいます。

償却資産の申告にあたり、前年中に資産の増減がない場合や該当資産がない場合、廃業、休業の場合はその旨を申告書の備考欄に記入のうえ提出してください。

提出期限

1月31日（金）

※早めに提出していただきますようご協力お願いいたします。

資産の種類	主な償却資産の例示
1. 構築物	門塀、冷暖房設備、ビニールハウス、給排水設備など
2. 機械及び装置	太陽光発電設備、施盤、ポンプ、加工・製造機械など
3. 船舶	漁船、モーターボートなど
4. 航空機	飛行機、ヘリコプターなど
5. 車両及び運搬具	大型特殊自動車、常用運転装置のない農作業車など
6. 工具・器具及び備品	測定工具、事務机・椅子、ロッカーなど

太陽光発電設備を設置している方へ

以下の太陽光発電設備は、償却資産として課税対象となります。対象となる方は、申告が必要となりますので、税務課までご連絡ください。



- 事業用として太陽光発電設備を設置している法人
- 発電出力が10kw以上の太陽光発電設備を設置している個人



※種類の詳細についてはホームページをご確認ください

お問い合わせ先

肝付町役場 税務課

☎0994(65)8414

相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月1日から、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。また、令和6年4月1日までに相続が発生している場合にも、相続人が相続により不動産の取得を知った日と令和6年4月1日のいずれか遅い日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。詳しくは法務局のホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

鹿児島地方務局 鹿屋支局

☎0994(43)6790

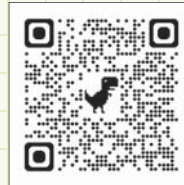
家屋全棟調査を実施しています

この調査は町内にあるすべての建物について、家屋課税台帳に登録している事項と家屋の現況を、現地において比較・照合することにより増築や未調査による課税漏れ、または取り壊し等がないかを調査するもので、固定資産税の公平で適正な課税を図ることを目的としています。

調査対象地区	調査期間（予定）	調査対象地区	調査期間（予定）
終了 富山地区	令和6年9月～令和6年10月	野崎地区	令和7年4月～令和7年6月
終了 宮下地区	令和6年9月～令和6年11月	新富地区	令和7年4月～令和7年9月
後田地区	令和6年9月～令和7年2月	南方地区	令和7年7月～令和7年10月
前田地区	令和6年12月～令和7年3月	北方地区	令和7年8月～令和7年10月
波見地区	令和7年3月～令和7年5月	岸良地区	令和7年10月～令和7年12月

期間はあくまで予定です。調査状況は町ホームページにて随時お知らせします。(QRコードから簡単にアクセスできます。)

調査の内容について



- 町内に現存する**すべての家屋を調査**します。
家屋課税台帳と現況の家屋を照合し、取り壊しや増築等がないか調査します。
- 原則、**敷地内に入り、調査を行います**。また、家屋外周の計測等を行う場合がありますのでご理解、ご協力をお願いいたします。
- 立ち合いの必要はありません**。
ご不在の場合でも外観からの調査をさせていただき、『家屋調査票』のご提出をお願いする場合があります。ご在宅でしたら家屋等についてお尋ねする場合があります。
- 詳細な調査が必要となった場合のみ日程調整のご連絡をいたします。
- 今回の調査結果はすべて**令和9年度課税（予定）から**反映されます。
(増築や未評価家屋、取り壊し等があり課税額が変更になる方のみ)。
※先に滅失届が提出された場合は、次の年の課税から反映されます。

調査員について

調査員は2人1組で巡回します。『**家屋調査員**』の黄色の腕章と、『**身分証明書（名札）**』を着用しています。ご不明な点等ありましたら、調査員にお気軽にお声掛けください。

日程のお問い合わせ

調査委託事業者 **(株)都市総合開発研究所**
 お問い合わせ先 0120-25-6603 (フリーダイヤル)
 お問い合わせ時間 9:00 から 17:00 (平日のみ)

 担 当 課 **肝付町役場 税務課**
 お問い合わせ先 0994(65)8414

家屋調査員



第○号	家屋調査員証
(写真)	所 属：株式会社 都市総合開発研究所 氏 名：○○太郎 生年月日：昭和○○年○○月○○日生
上記の者は、肝付町の委託した家屋調査員であることを証明する。	
交付年月日	令和○年○○月○○日交付
有効期間	自 令和○年○○月○○日 至 令和○年○○月○○日
肝付町長 永野 和行 印	